

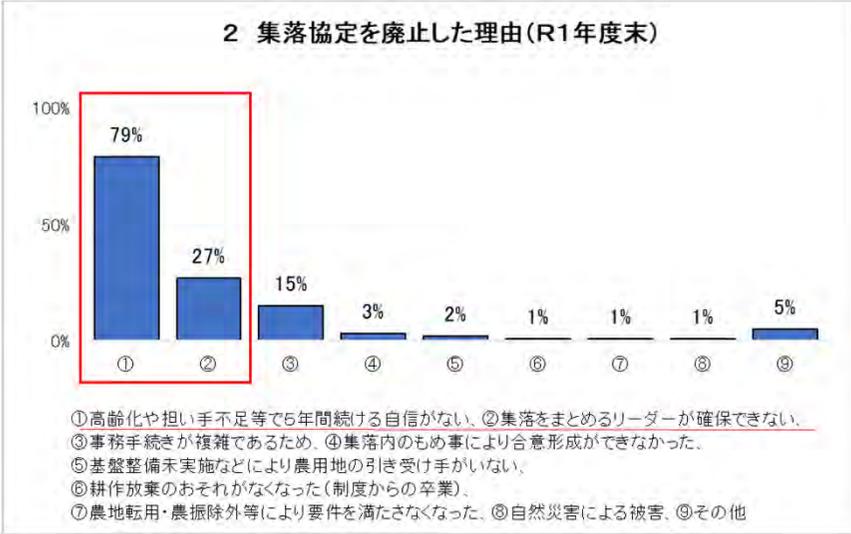
Ⅲ 課題と効果等

1 集落協定の廃止理由

○ R1年度末で廃止した1,996集落協定のうち、「高齢化等で5年間続ける自信がない」、「リーダーがない」との理由で廃止した1,791協定の約9割が交付面積10ha未満の小規模集落協定となっている。

1 R1年度からR2年度にかけての集落協定数の動き（交付面積規模別協定数） 単位：協定数

	計	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 50ha未満	50ha 以上
R1年度	25,454	8,759	6,670	3,487	2,043	3,490	1,005
R2年度	23,421	7,785	6,207	3,257	1,897	3,275	1,000
協定数増減の要因	▲ 2,033	▲ 974	▲ 463	▲ 230	▲ 146	▲ 215	▲ 5
廃止協定	▲ 1,996	▲ 1,281	▲ 443	▲ 153	▲ 53	▲ 56	▲ 10
新設協定	543	228	132	68	36	65	14
統合協定	▲ 695	▲ 439	▲ 177	▲ 65	▲ 32	▲ 12	30
その他	115	518	25	▲ 80	▲ 97	▲ 212	▲ 39



3 R1年度末に「高齢化等で5年間続ける自信がない」「リーダーがない」との理由で廃止した集落協定（交付面積規模別協定数） 単位：協定数

	計	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 50ha未満	50ha 以上
廃止協定	1,791	1,178	390	132	45	38	8
構成割合	100%	66%	22%	7%	3%	2%	0%

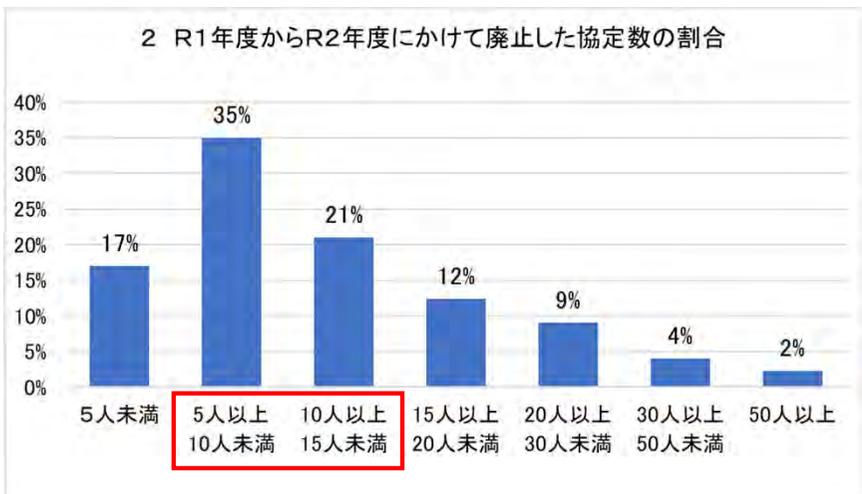
2 廃止した集落協定の協定参加農業者数

R1年度末で廃止した1,996集落協定について、協定参加農業者人数規模別に見ると、

- 廃止協定数の割合は、最も多いのが5人以上10人未満で35%、次いで10人以上15人未満が21%となっている。
- 集落協定数に占める廃止協定数の割合は、最も多いのが5人未満で17%、次いで5人以上10人未満が13%となっている。

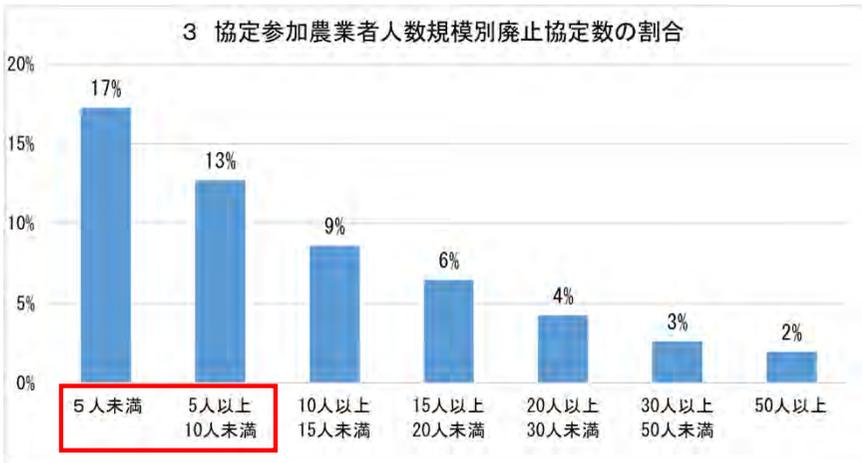
1 R1年度からR2年度にかけて廃止した協定数（協定参加農業者人数規模別）

	計	5人未満	5人以上 10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 30人未満	30人以上 50人未満	50人以上
R1年度 集落協定数	25,454	2,012	5,445	4,843	3,639	4,330	3,277	1,908
構成割合	100%	8%	21%	19%	14%	17%	13%	7%
廃止協定数	1,996	347	692	417	235	183	85	37
構成割合	100%	17%	35%	21%	12%	9%	4%	2%
廃止協定の割合	8%	17%	13%	9%	6%	4%	3%	2%



4 協定参加農業者人数が5人未満の協定の内訳

	計	2人	3人	4人
廃止協定数	347	82	128	137



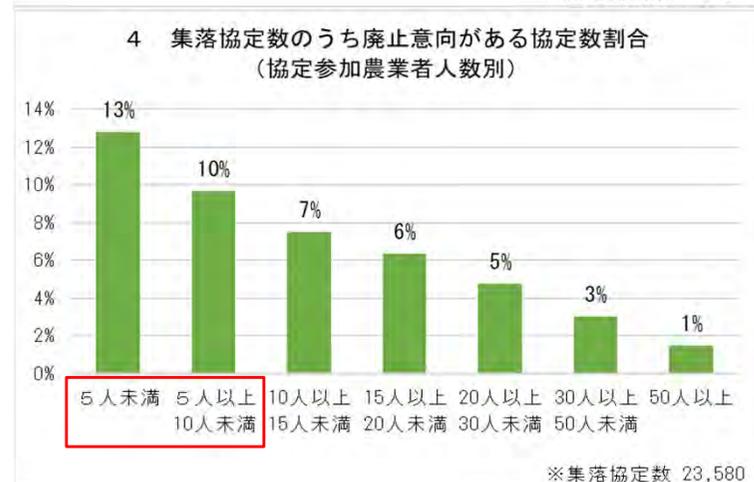
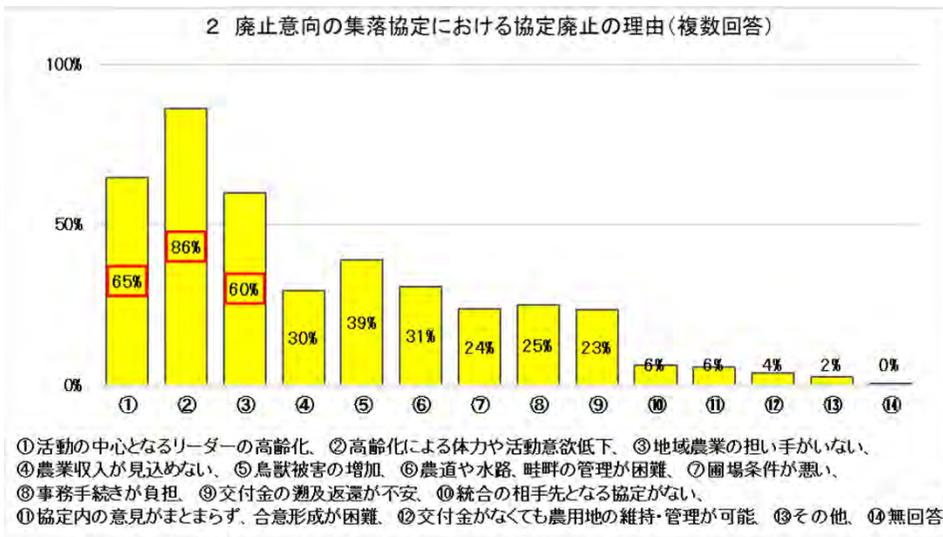
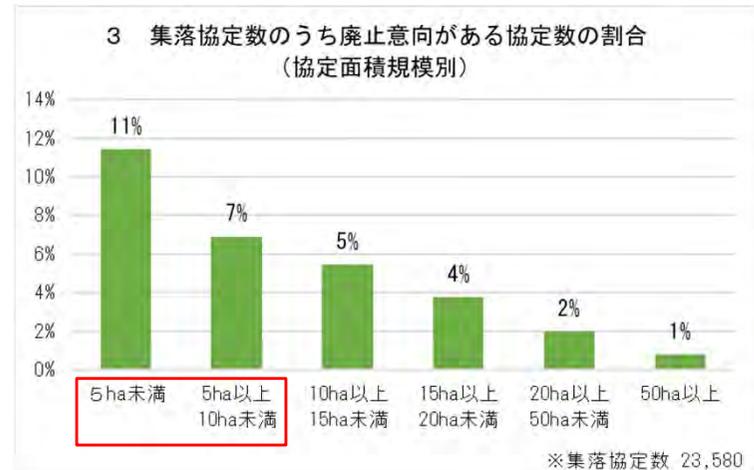
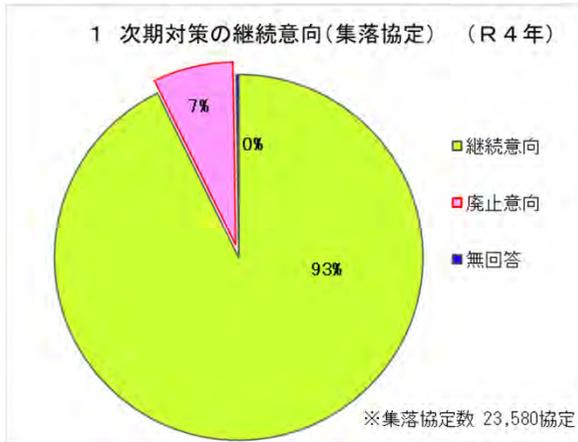
※協定参加農業者とは、農業者、農業法人、農業団体等をいう。

3 【第5期対策中間年評価より】次期対策における継続意向（集落協定）

- 次期対策において「継続意向」がある集落協定は93%、「廃止意向」は7%であった。廃止意向の協定は少ないものの、高齢化が進む状況を踏まえると、協定参加者数が減少し、それによる協定面積の減少が予想される。
- 廃止意向の集落協定の廃止理由は、「高齢化による体力や活動意欲の低下」による廃止が最も多く86%、次いで「活動の中心となるリーダーの高齢化」が65%、「地域農業の担い手がいない」が60%となっている。上位2項目の割合は、第4期対策末で廃止した集落協定の廃止理由と同様であり、高齢化や担い手不足を補完し、活動を継続できる体制づくりが急務となっている。

集落協定のうち、廃止意向がある協定を、

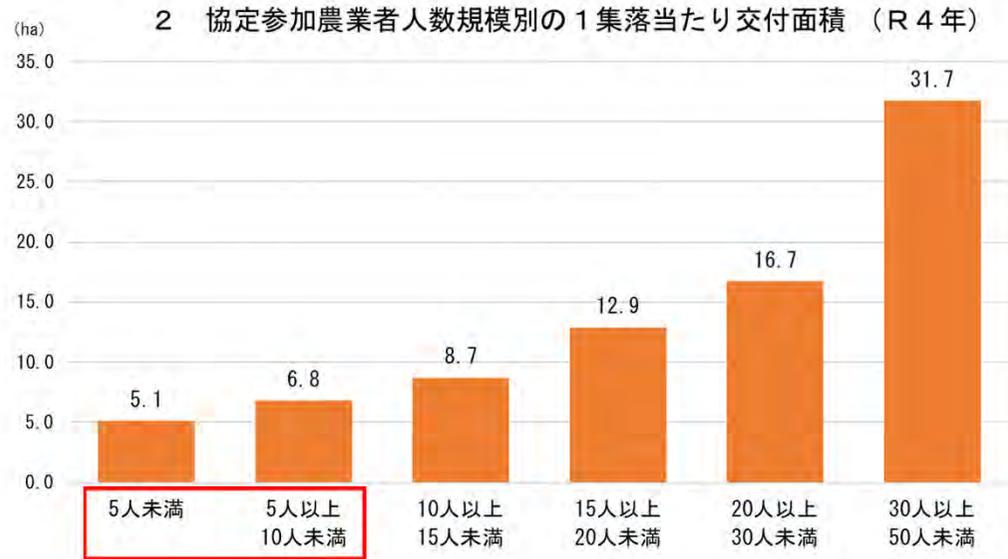
- 面積規模別に見ると、5ha未満が最も多く11%、次いで5ha以上10ha未満が7%となっている。
- 協定参加農業者人数規模別に見ると、5人未満が最も多く13%、次いで5人以上10人未満が10%となっている。



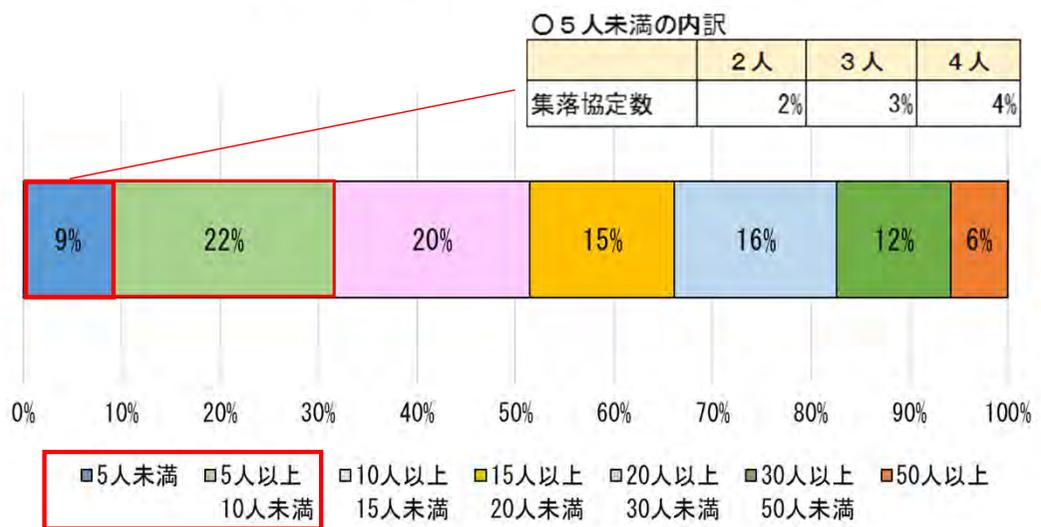
※協定参加農業者とは、農業者、農業法人、農業団体等をいう。

4 集落協定の参加農業者数と年齢構成

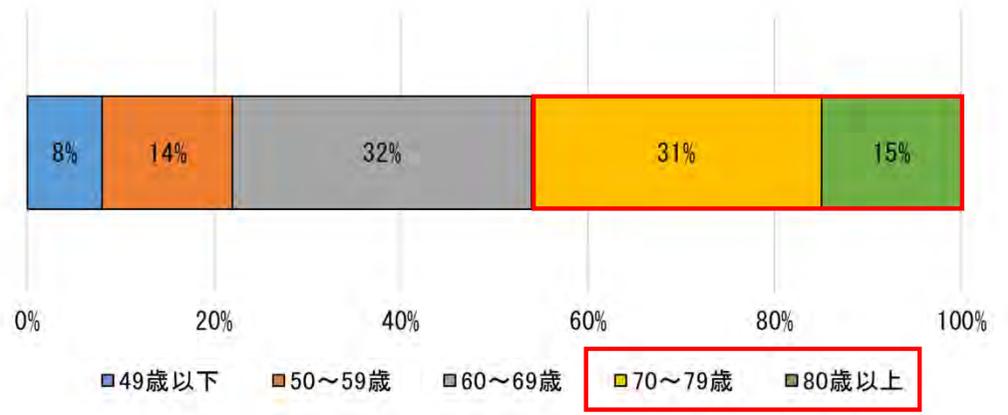
- 協定参加農業者人数規模別協定数の割合は、5人未満が9%、5人以上10人未満が22%で、集落協定のうち約3割が10人未満となっている。
- 1集落協定当たり交付面積は、協定参加農業者が少ない階層ほど交付面積も小さく、5人未満では約5ha、5人以上10人未満では約7haとなっている。
- 協定参加者の年齢構成割合については、5割の集落協定が70歳以上であり、参加者の高齢化が課題となっている。



1 協定参加農業者人数規模別協定数の割合 (R4年)



3 協定参加者の年齢構成割合 (R4年)



※集落協定数 23,716

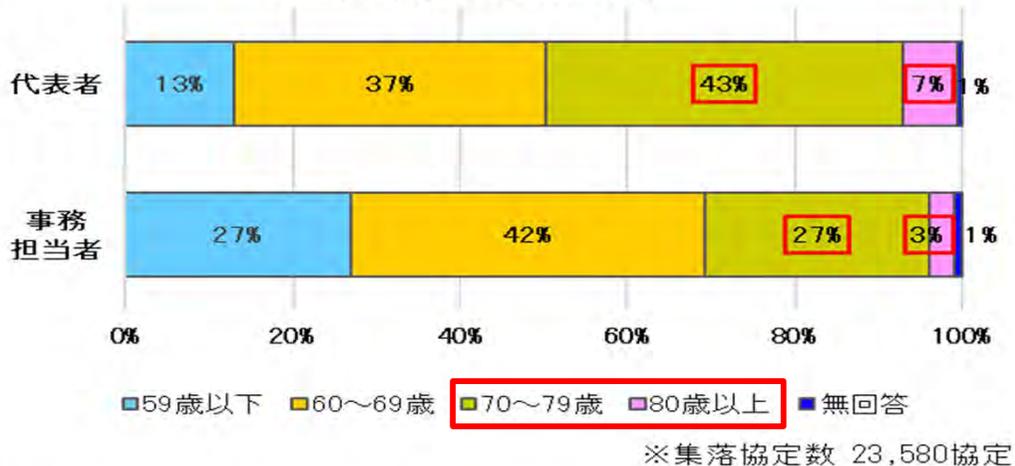
※協定参加者数 502,735

※協定参加農業者とは、農業者、農業法人、農業団体等をいう。

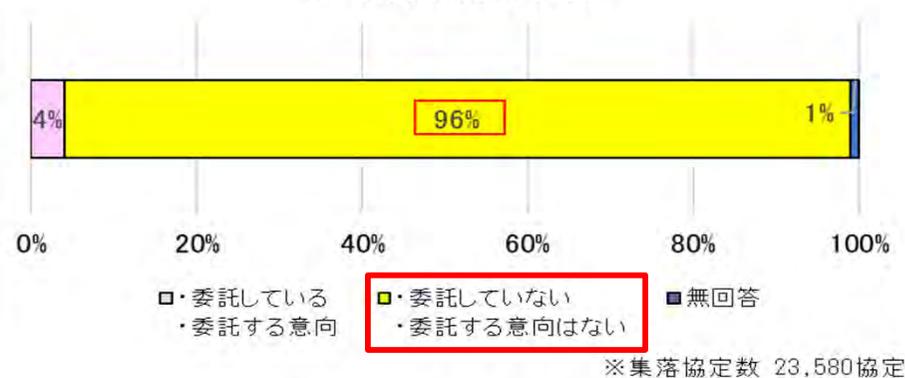
5 【第5期対策中間年評価より】集落協定の役員と事務委託の状況

- 集落協定役員の年齢は、「70歳以上」が代表者で5割、事務担当で3割となっており、多くの集落協定で高齢の方が協定の中心を担っている。
- 継続意向協定における次期対策での役員の目途は、「次期対策の役員の目途がない」が代表者で25%、事務担当で9%となっており、継続意向はあるものの、役員の目途がついていない協定もかなりあることから、こうした集落協定の活動継続に向けた、支援の在り方の検討と体制づくりが必要である。
- 事務の委託状況は、ほぼすべての協定が現在、事務を委託していない状況である。事務手続きを負担として、活動を廃止する協定が多いことや協定参加者が高齢化する中、事務委託は事務軽減と協定活動の継続に有効な対策と考えられる。
- 協定事務の委託先は、事務を委託している集落協定の委託先では「事務組合」が最も多く22%となっている。事務組合は、複数の集落協定が経費を拠出して運営しているケース、多面的機能支払交付金の活動組織と経費を拠出して運営しているケースなどがある。

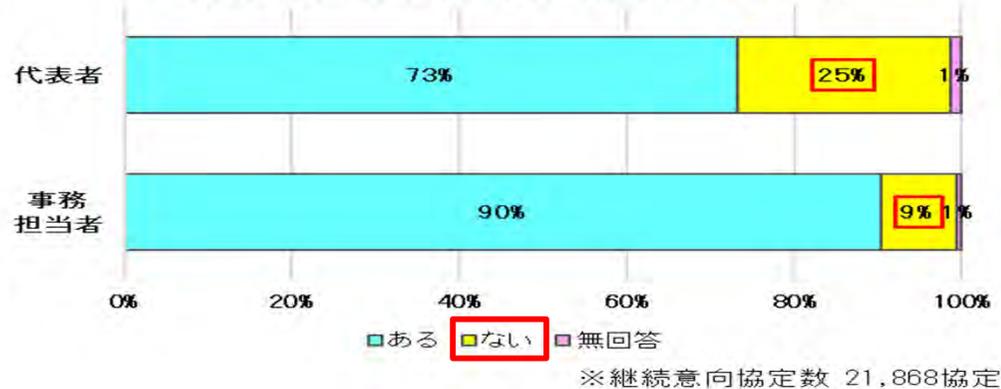
1 集落協定の役員の年齢



3 事務委託の状況



2 次期対策における役員の目途(継続意向協定)



4 協定事務の委託先

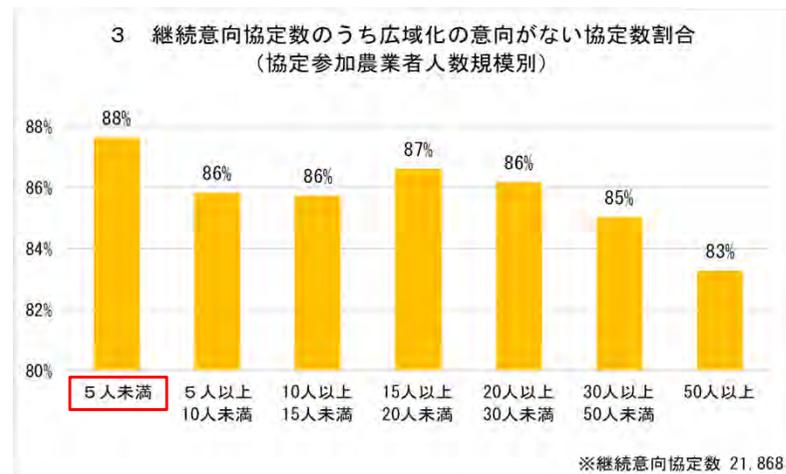
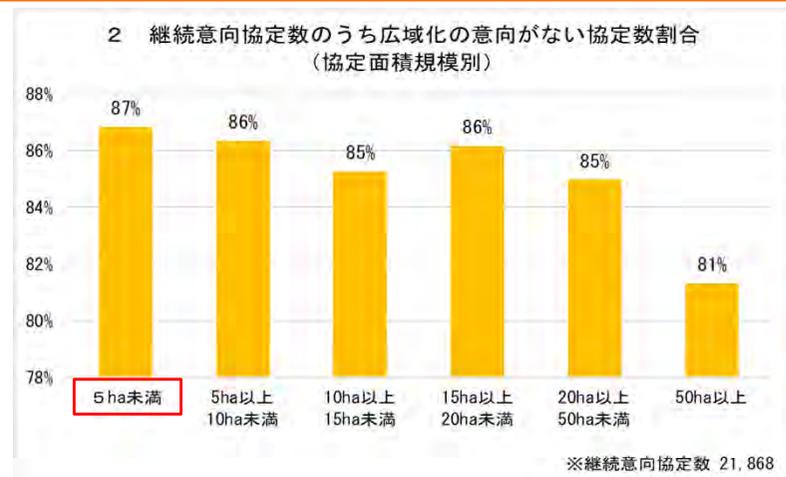
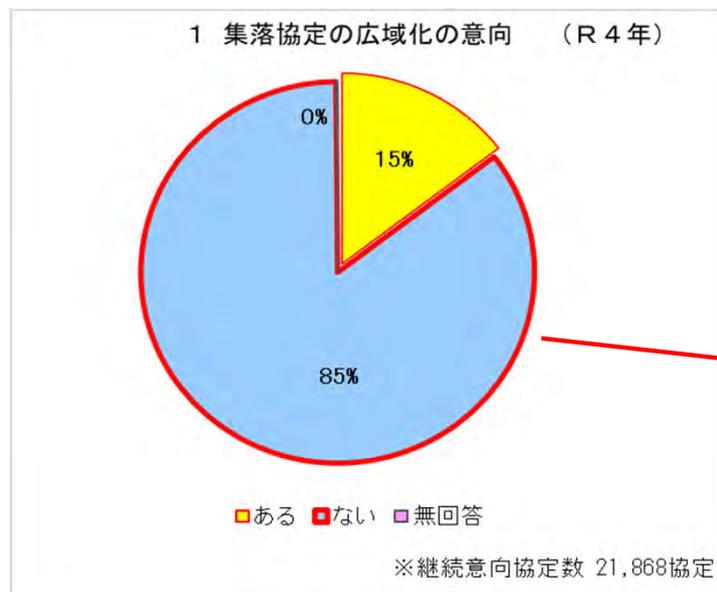


6 【第5期対策中間年評価より】次期対策における広域化の意向（集落協定）

- 次期対策継続意向のある集落協定のうち、15%に広域化の意向があった一方、85%に広域化の意向がなかった。
- 集落協定や市町村は、近隣の継続意向のある協定だけではなく、廃止意向のある協定や未実施集落に対して、関係機関と一体となって広域化を働きかけることが必要。

継続意向がある集落協定のうち、広域化の意向がない協定を、

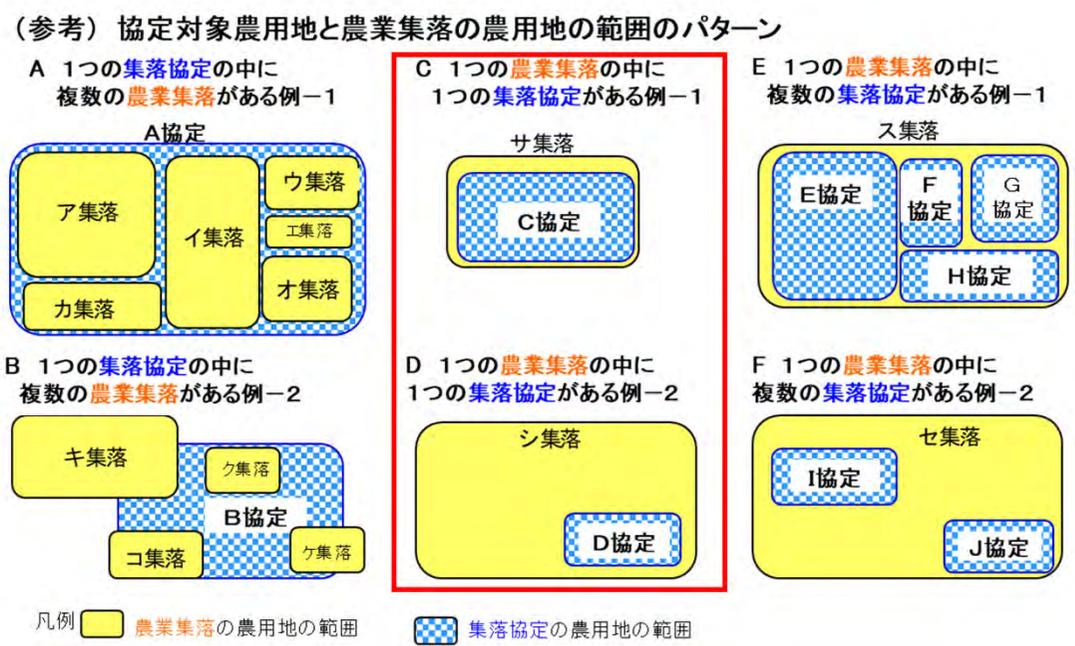
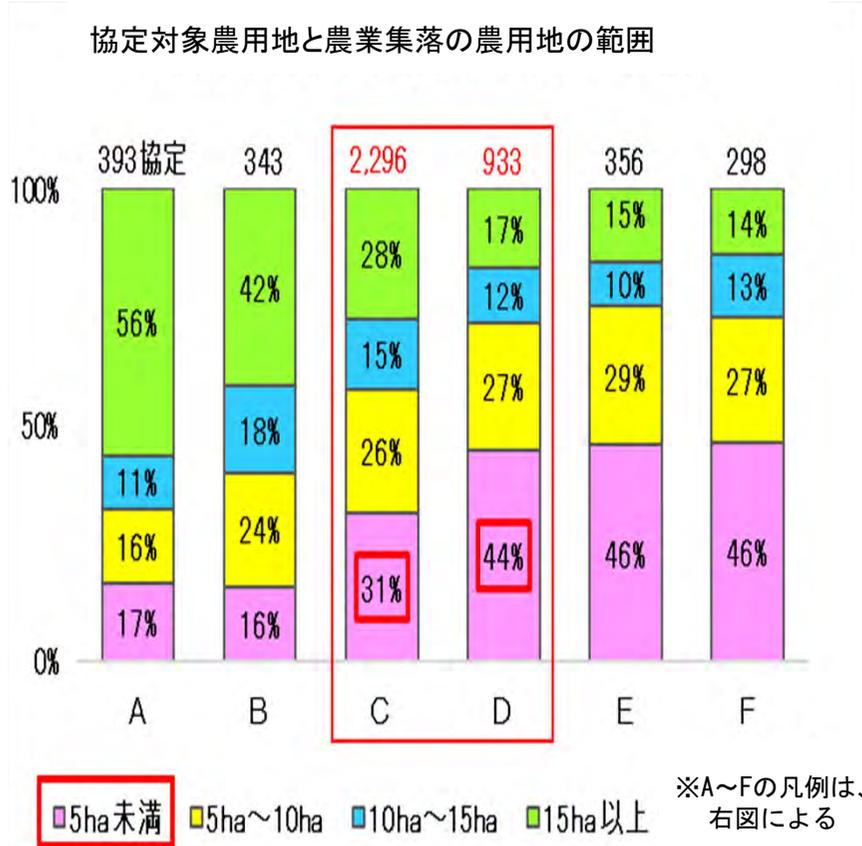
- 面積規模別に見ると、5ha未満が87%となっている。
- 協定参加農業者人数規模別に見ると、5人未満が88%となっている。



※協定参加農業者とは、農業者、農業法人、農業団体等をいう。

7 【第5期対策中間年評価より】集落協定の農用地と農業集落の範囲

○ 集落協定が活動する農用地と農業センサスにおける農業集落の農用地の範囲を見ると、集落協定の多くが1集落1協定であり、こうした協定は担い手もほとんどいない小規模集落協定が多く、協定が廃止された場合には、集落の農用地の荒廃が進むため、周辺協定や多様な組織、非農業者等も参画し、共同活動が継続できる仕組みを検討してはどうか。



※調査対象集落協定数 4,619協定

8 【第5期対策中間年評価より】集落協定の活動と連携組織

集落協定が集落で実施している各種の活動と、その活動の連携組織については、

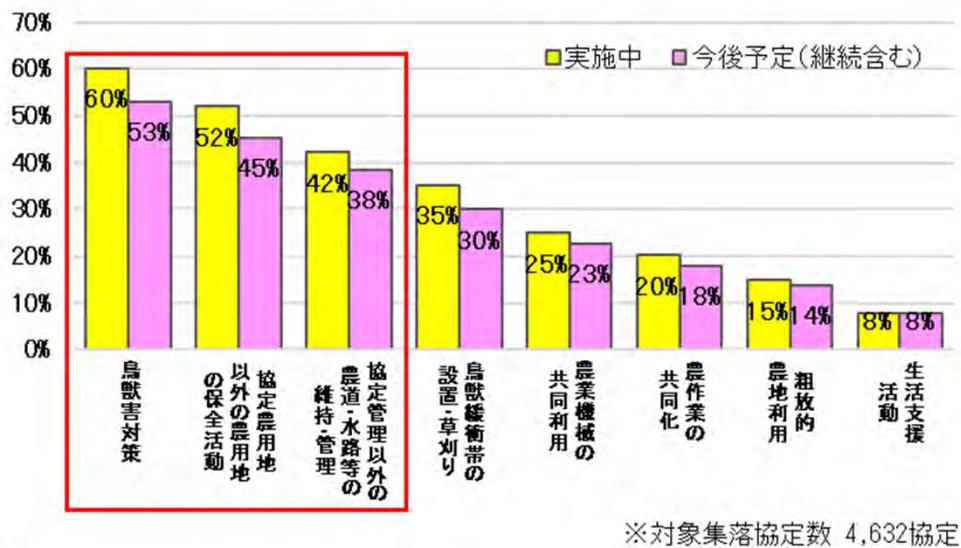
【集落で実施している主な活動】

- 現在、実施している活動と今後実施予定の活動ともに、「鳥獣害対策」が最も多く、次いで「協定農用地以外の農用地の保全活動」、「集落協定が管理している以外の農道や水路等の維持・管理活動」の割合が高くなっている。

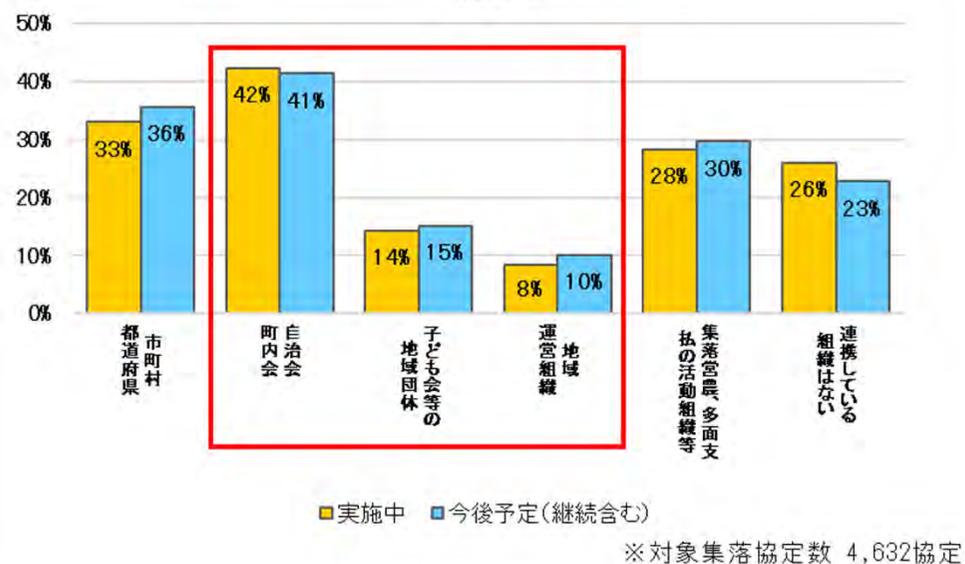
【集落で実施している活動の主な連携組織】

- 現在、連携している組織と今後連携予定の組織ともに、「町内会・自治会」のほか、「市町村・都道府県」、「集落営農、多面的機能支払交付金の活動組織」との連携割合が高くなっている。
- また、人口減少・高齢化による集落機能の弱体化が課題となる中で、「町内会・自治会」のほか、「子ども会等の地域団体」、「地域運営組織」などの地域の関係団体と連携して、農地保全や地域資源の活用と併せて生活支援活動を行う農村RMOの素地を持つ集落も一定程度存在している。

1 集落協定が集落で実施している主な活動(複数回答)



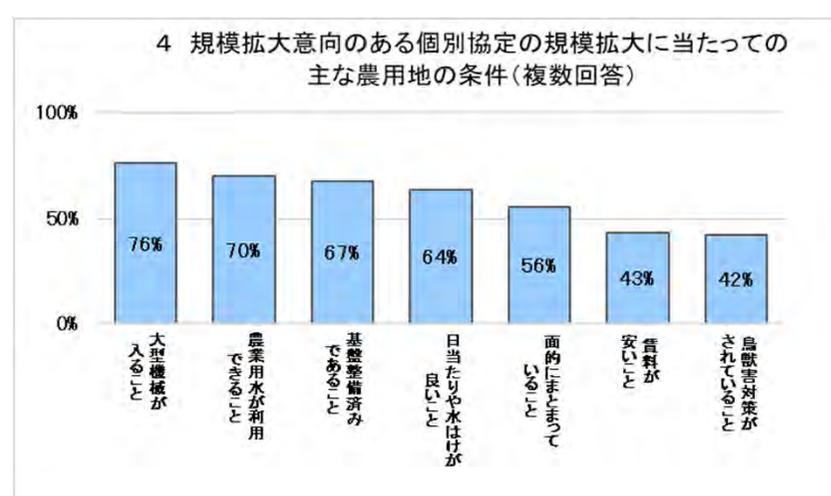
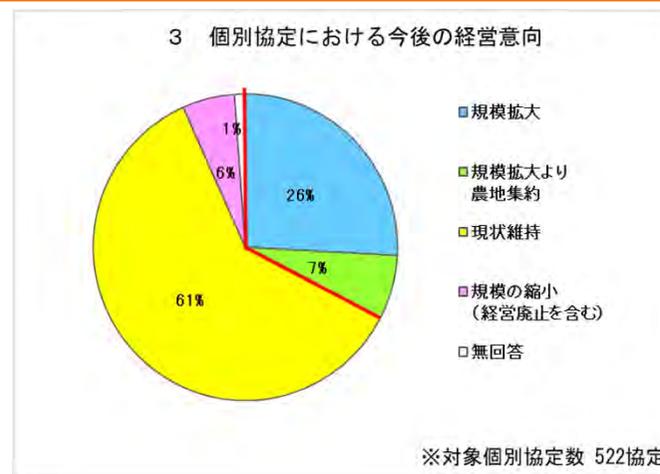
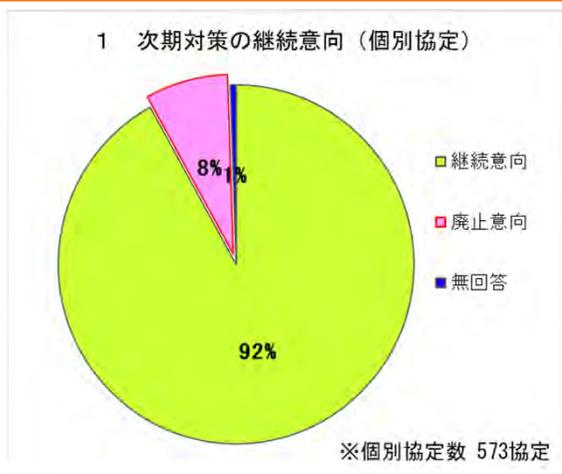
2 集落で実施している活動の主な連携組織(複数回答)
(集落協定)



※農地の保全活動及び農道・水路等の維持・管理活動については、協定農用地や集落協定が管理している農道・水路等以外の農用地や施設等の保全活動を行っている集落協定の割合。

9 【第5期対策中間年評価より】次期対策の継続意向（個別協定）

- 個別協定の次期対策における継続意向は、「継続意向」がある個別協定は92%、「廃止意向」は8%であった。個別協定の協定数は、制度創設以降、毎年度増加している中、減少に転じる可能性も出ている。
- 廃止意向の理由は、「高齢化による体力の低下や病気」が最も多く72%、次いで「後継者がいない」が44%、「農道や水路、畦畔の管理が困難」が42%となっており、集落協定と同様に高齢化や担い手不足が要因であり、担い手の確保が課題となっている。
- 個別協定の今後の経営意向は、「規模拡大」の意向は26%、「規模拡大より農地集約」の意向は7%となっており、約3割の個別協定が農用地の集積・集約化の意向を持っている。一方、「現状維持」は61%、「規模を縮小」（廃止を含む）も6%あった。
- 個別協定の規模拡大に当たっての農用地の条件は「大型機械が入ること」が最も多く76%、次いで「農業用水が利用できること」が70%、「基盤整備済みであること」が67%となっている。



10 【第5期対策中間年評価より】集落協定等からの本制度に関する要望等

集落協定・個別協定が活動に当たって、市町村に対して要望する支援や、本制度等に関する要望については、次のとおり。

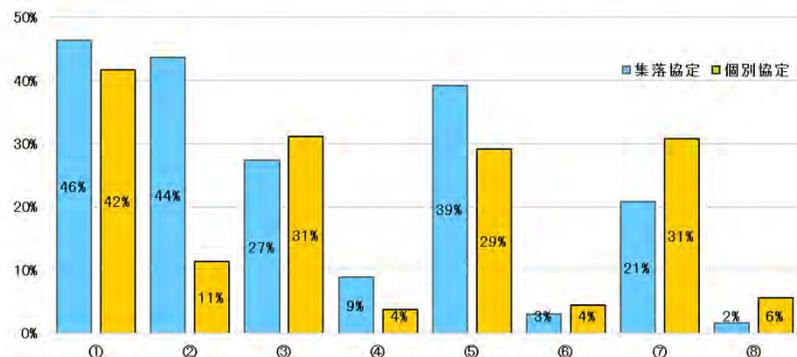
【集落協定・個別協定が市町村に対して要望する支援】

- 集落協定からは、「協定書作成に係る支援」が最も多く46%、次いで「集落戦略の作成に係る支援」が44%、「事務負担軽減に向けた支援」が39%、「目標達成に向けた支援」についての要望が27%となっている。
- 個別協定からは、「協定書作成に係る支援」が最も多く42%、次いで「目標達成に向けた支援」が31%、「事務負担軽減に向けた支援」が29%となっている。

【集落協定からの本制度に関する要望】（集落協定の自己評価書の意見・要望欄に記載された内容を整理し、分類したもの。）

- 本制度に関する要望は、「事務手続き」に関するものが最も多く44%、次いで「交付単価の増額」が18%となっている。
- 農用地維持に関する要望は、「担い手の確保」が最も多く51%、次いで「農地の集積・集約化」が21%、「農業機械や加工施設等の整備」が16%となっている。
- 地域維持に関する要望は、「地域団体と連携した農地保全の仕組み作り」が最も多く17%、次いで「地域活動のサポート組織や人材確保」が11%となっている。

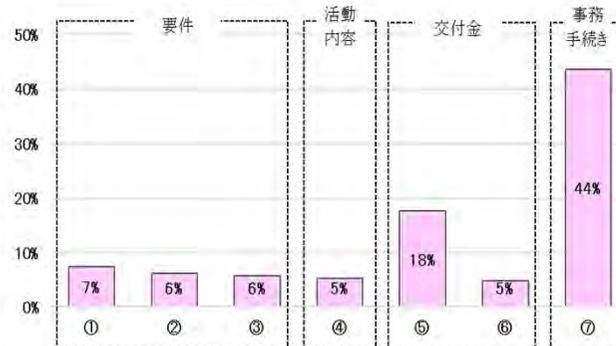
1 集落協定・個別協定が市町村に対して要望する支援(複数回答)



①協定書作成に係る支援、②集落戦略の作成に係る支援[集落協定]、協定面積の拡大に係る支援[個別協定]、
③目標達成に向けた支援、④協定の統合・広域化に向けた支援[集落協定]、集落協定の立ち上げに向けた支援[個別協定]、
⑤事務負担軽減に向けた支援、⑥上記以外の支援、⑦特に支援を要望しない、⑧無回答

※集落協定数 23,580協定、個別協定573協定

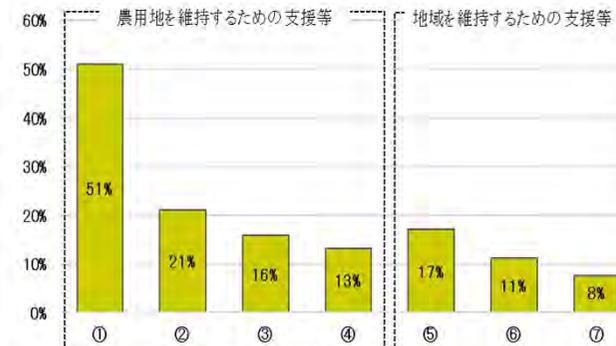
2 集落協定からの本制度に関する要望(複数回答)



①対象地域の要件緩和、②傾斜区分の要件緩和、③協定活動期間の緩和、
④必須活動の内容の緩和、⑤交付単価の増額、⑥加算の充実、
⑦様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減

※意見提出集落協定数 1,474協定

3 集落協定からの農用地や集落の維持に関する要望(複数回答)



①担い手の確保、②農地の集積・集約化、③農業機械や加工施設等の整備、
④鳥獣害対策、⑤地域団体と連携した農地保全の仕組み作り、
⑥地域活動のサポート組織や人材確保、⑦都市住民との交流や地域情報の発信等

※意見提出集落協定数 1,366協定

11 【第5期対策中間年評価より】市町村職員の状況と市町村からの要望

- 本制度に関わっている市町村の職員は2,564人（1市町村当たり2.6人）で、うち主として担当している職員は1,249人（1市町村当たり1.3人）となっている。
- 本制度を主として担当している職員の業務内容は、「協定書の審査や交付金の交付事務」が最も多く57%、次いで「集落等への事務支援」が19%、「実施状況の確認」が16%となっている。

【市町村からの制度に対する要望】

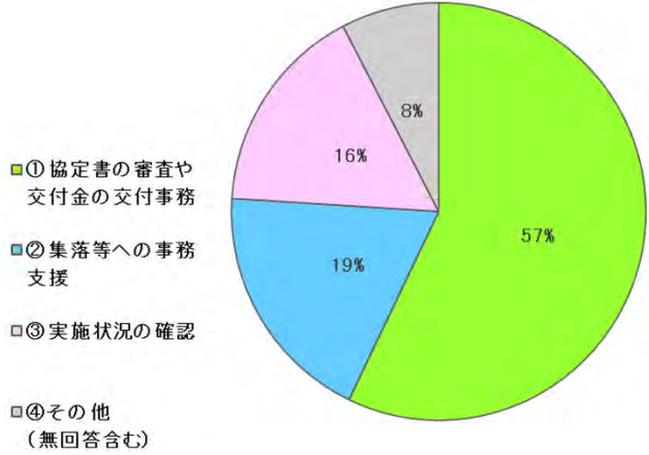
- 制度の要件に係る改善策は、「協定活動期間（5年間）の緩和」が最も多く41%となっている。
- 活動内容に係る改善策は、「集落戦略の内容の簡素化」が最も多く58%となっている。
- 交付金に係る改善策は、「交付金返還規定の緩和」が37%となっている。
- 市町村が要望する改善策で最も多かったのは「事務負担の軽減」で、78%の市町村が求めていることから、市町村の担当者だけではなく、農業者にとっても負担軽減となるような事務手続き等の見直しが必要となっている。

1 中山間地域等直接支払を実施する市町村の人員（R3年）

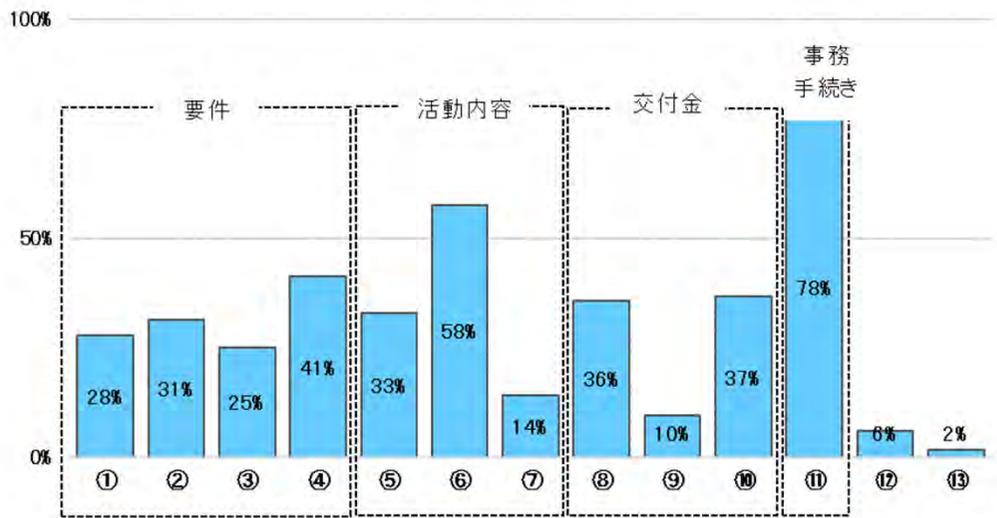
回答市町村数	制度担当全職員数※	1市町村当たり	主として担当する職員数※	1市町村当たり
996市町村	2,564人	2.6人	1,249人	1.3人
本制度に最も従事した職員の本制度への平均従事日数				110日

※ 3市町村は無回答

2 中山間地域等直接支払を主担当とする職員が時間を要している業務（R3年）



3 市町村からの制度に対する要望（複数回答）（R4年）



①対象地域の要件緩和、②傾斜区分の要件緩和、③一団の農用地(1ha以上)の要件緩和、④協定活動期間(5年間)の緩和、⑤必須活動の内容の緩和、⑥集落戦略の内容の簡素化、⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し、⑧交付単価の増額、⑨加算の充実、⑩交付金返還規定の緩和、⑪様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減、⑫その他、⑬無回答

※実施市町村数 990市町村

(参考1) 中山間地域等直接支払制度の20年間の変遷

各対策期間における制度見直し状況と次期対策への課題

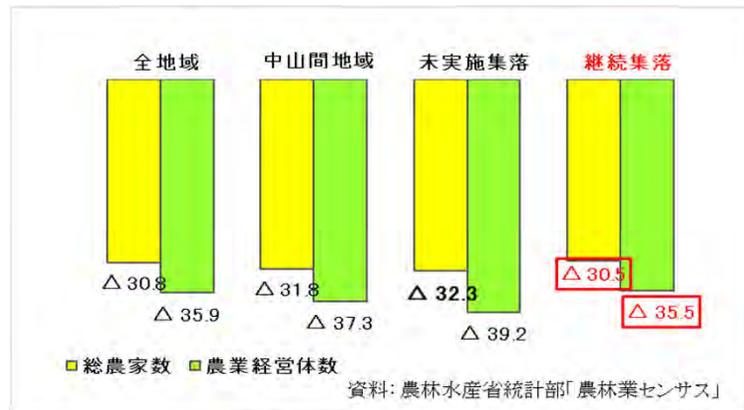
第1期(H12～H16)	第2期(H17～H21)	第3期(H22～H26)	第4期(H27～R1)	第5期(R2～R6)
<p>■次期対策への課題 今後とも継続実施すべき ○ 状況に変化はなく、基本的に制度を維持。</p> <p>他施策との連携が必要 ○ 農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組の推進が重要。</p>	<p>体制整備単価を導入 ○ 農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(10割)とし、それ以外は基礎単価(8割)とする仕組みを導入。</p> <p>農地集積、法人化等に加算 ○ 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算を新設。</p> <p>集落マスタープランの作成を義務付け ○ 10～15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を協定に位置付け。</p>	<p>体制整備の新たな要件を新設 ○ 活動等が困難となった高齢農家等を、集落で助け合う仕組みを協定に位置付けた場合、体制整備単価(10割)を交付するC要件を新設。</p> <p>団地要件を緩和 ○ 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば可)。</p> <p>小規模・高齢化集落支援加算を新設 ○ 小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合の加算を新設。</p> <p>離島平坦地等への取組拡大(H23～) ○ 生産条件が不利な離島の平地等も支援対象とする知事特認制度を充実。</p> <p>東日本大震災被災地での特例措置を創設(H24～) ○ 津波災害地域を対象とした特例を創設。</p> <p>集落連携促進加算を創設(H25～) ○ 未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する加算を新設。</p>	<p>体制整備要件の見直し ○ 体制整備要件を見直し、農地集積や女性・若者等の参画を促す措置を導入。</p> <p>集落連携加算の拡充 ○ 複数集落が広域の協定を締結し、農業生産活動等の体制づくりを行う場合の加算を拡充。</p> <p>超急傾斜加算の新設 ○ 超急傾斜農地の保全等を支援する加算措置を新設。 ※ H29より基礎単価で交付可能とする要件緩和。</p> <p>受給上限の見直し ○ 担い手育成や地方創生等に資するよう、個人配分の受給上限を見直し。 ※H27年度 100万円 → 250万円、R1年度 250万円 → 500万円</p> <p>交付金返還措置の見直し ○ 交付金返還の免責事由を見直し。 ○ 集略戦略を定め広域で活動する集落の交付金返還措置を軽減。</p> <p>地域営農体制緊急支援試行加算の新設(R1) ○ 次期対策への課題を踏まえた試行的な加算を措置。</p> <p><人材活用整備型> ○ 新たな人材の確保・活用に向けた体制整備等を支援。</p> <p><集落機能強化型> ○ 地域運営組織の設立等集落機能強化の取組を支援</p> <p><スマート農業推進型> ○ 省力化技術を導入した営農活動等を支援</p>	<p>体制整備要件の見直し ○ 対策期間を超えて農業生産活動の継続を促すため、体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化。</p> <p>前向きな取組への支援の強化 ○ 課題に対応し、より前向きな取組への支援として、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設、「集落協定広域化加算」を拡充。</p> <p>棚田地域への対応 ○ R1年施行の棚田地域振興法に対応し、対象地域に「指定棚田地域」を追加、認定計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。 ○ R4年度から棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜地について単価を増額。</p> <p>交付金返還措置の見直し ○ 遡及返還の対象農用地を、協定農用地全体から該当農用地のみに変更。</p> <p>事務負担の軽減 ○ 現地確認の省力化、協定書様式の見直し。</p>
	<p>■次期対策への課題 高齢化で協定維持が困難 ○ 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行していることから、高齢農家の多くが協定から離脱することを懸念。</p>	<p>■次期対策への課題 人口減少・高齢化の更なる進行 ○ 担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。</p>	<p>【次期対策への課題】 人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化等 ○ 高齢化・人口減少を背景に、人員・人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化、農業収入の減少等本制度の実施に当たっての負担や不安が増大。これらに対応した取組が必要。</p>	

(参考2-1) 【第5期対策中間年評価より】本制度の効果①

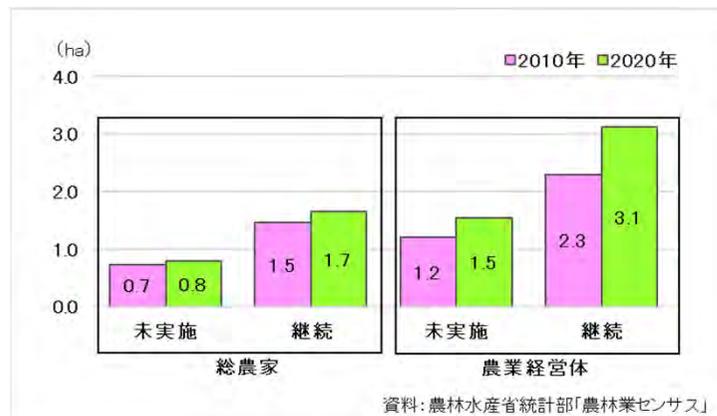
本制度を継続して実施している集落では、本制度を実施していない未実施集落に比べて、

- 農家等の減少率が低いことから、本制度は農家等の減少の抑制に貢献していることが伺える。
- 経営規模が拡大していることから、農用地を維持しながら経営を継続していることが伺える。
- 販売金額が500万円以上の経営体の割合が高いことから、本制度が営農の下支えの役割を担っていることが伺える。
- 集落の寄合の回数が多いことから、本制度は地域コミュニティの維持に貢献していることが伺える。

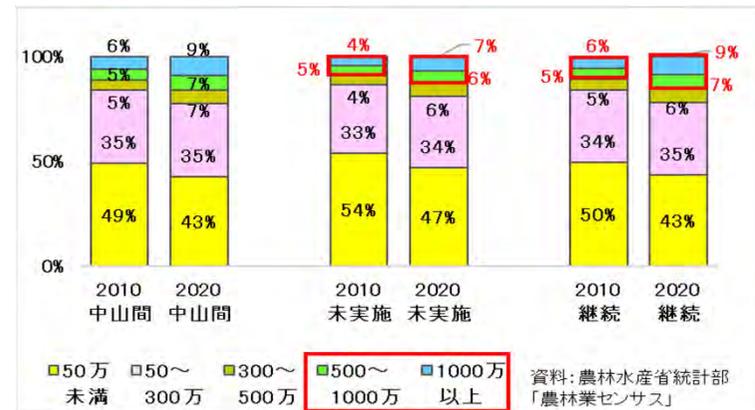
1 総農家と農業経営体の減少率(2010年→2020年)



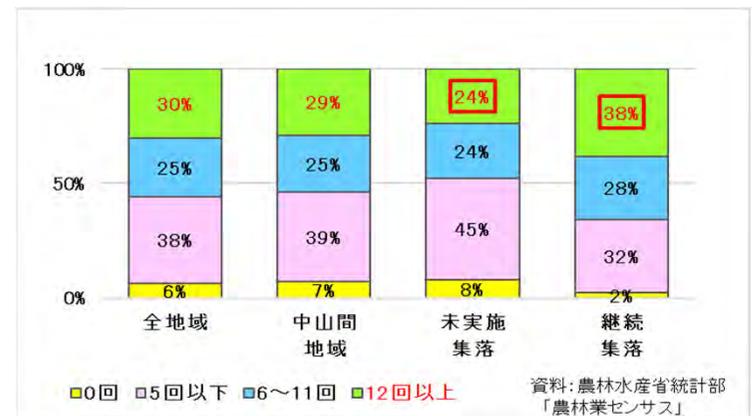
2 総農家と農業経営体の平均経営耕地面積



3 販売金額規模別経営体数の割合

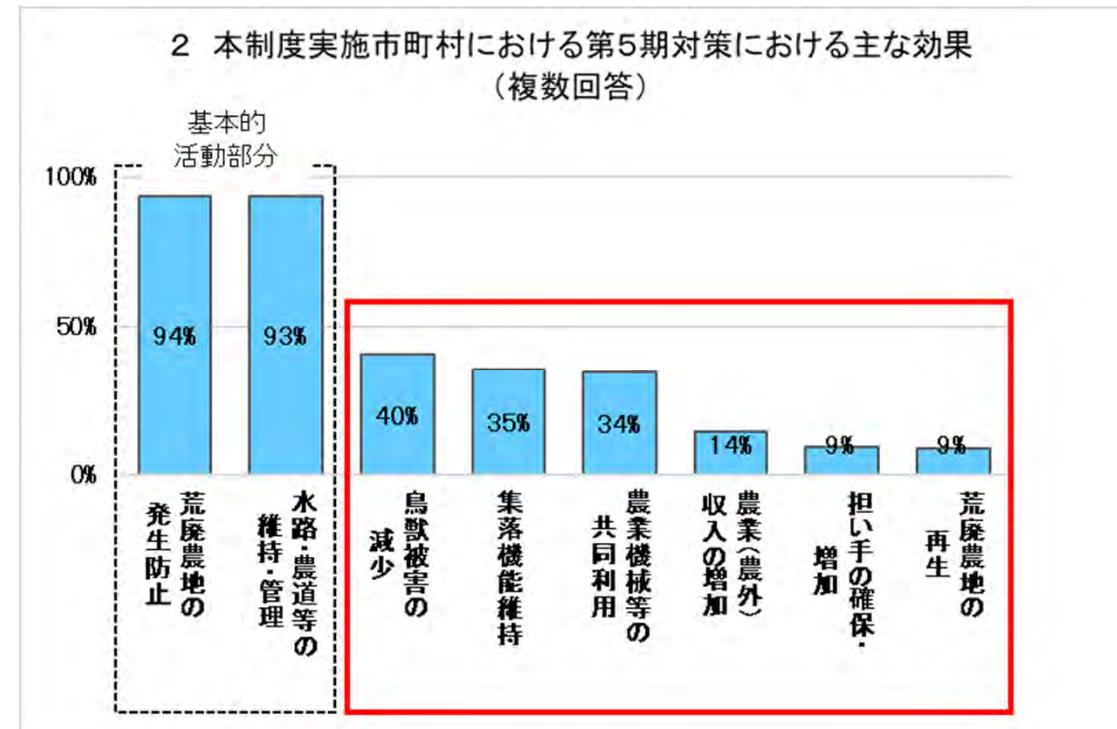
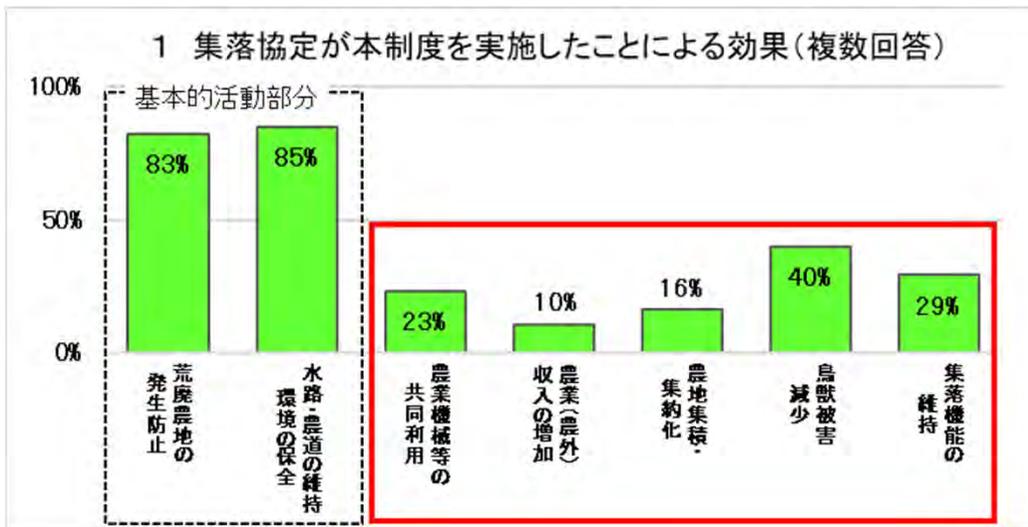


4 寄合の回数別集落割合



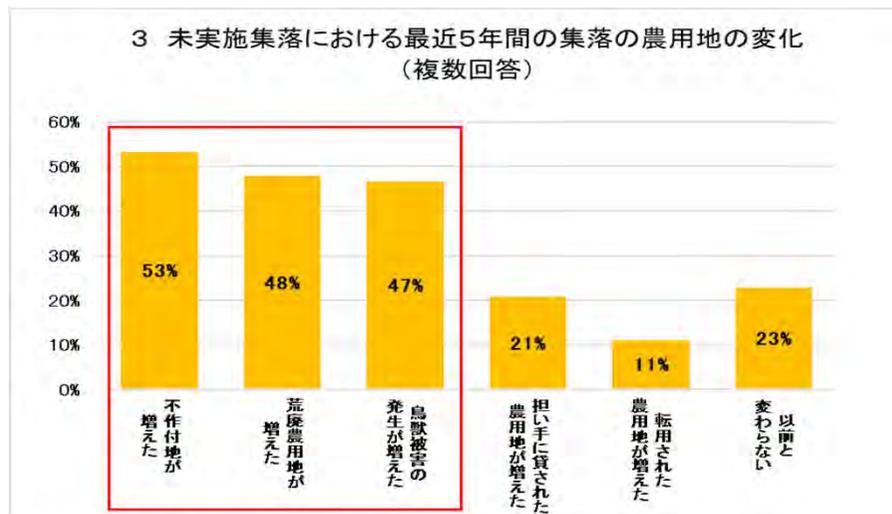
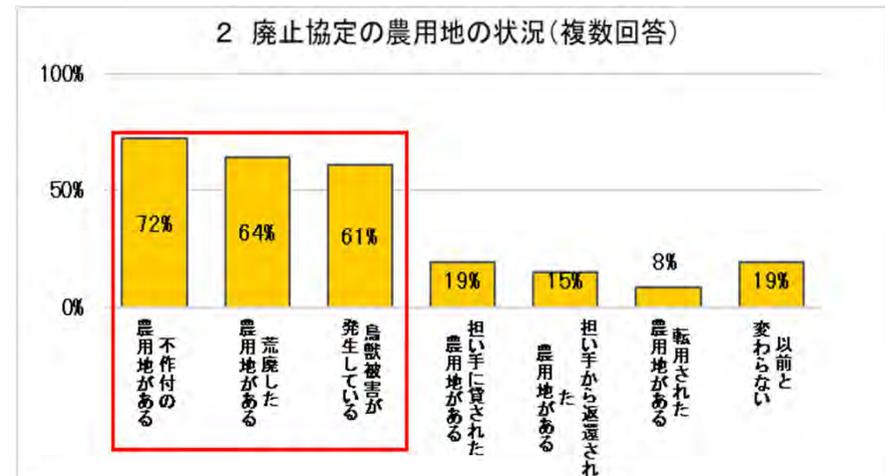
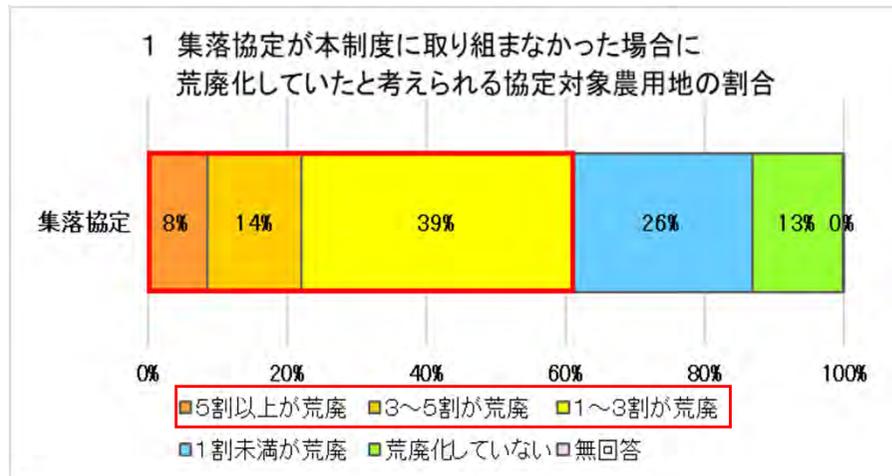
(参考 2-2) 【第5期対策中間年評価より】本制度の効果②

- 集落協定が本制度に取り組んだことで、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持の基本的活動以外に「鳥獣被害減少」、「集落機能の維持」、「農地の集積・集約化」にも効果があったとの回答が多かった。
- 本制度を実施している市町村では、「荒廃農地の発生防止」及び「水路・農道等の維持・管理」といった本制度の基本的な活動以外に、「鳥獣被害の減少」、「集落機能維持」、「農業機械等の共同利用」にも効果があったとの回答が多かった。



(参考 2 - 3) 【第 5 期対策中間年評価より】本制度の効果③

- 集落協定が第 5 期対策に取り組まなかった場合の農用地の荒廃状況について、協定農用地の 1 割以上が荒廃化していたと考える集落協定が約 6 割あり、本制度は農用地の荒廃防止に大きく寄与している。
- 廃止協定が活動していた農用地の状況について、6 割以上の廃止協定で、活動していた農用地が不作付地や荒廃化していると回答しており、農用地の維持・管理の程度が低下している。
- 本制度に取り組んでいない集落（未実施集落）における、最近 5 年間の農用地の変化として、「不作付地が増えた」とした集落が 53%、次いで「荒廃農用地が増えた」が 48%、「鳥獣被害の発生が増えた」が 47%となっており、農用地の荒廃や不作付が増えている状況。



【複数の集落協定の連携】

○地域内の複数集落協定で協議会を設立し、専任の事務職員を雇用することで、会計事務等の負担軽減 (大分県竹田市「久住地域、直入地域」)

集落の課題

平成12年度からの制度開始に当たり、
 ➤ 事務作業 (協定書、実績報告書、収支報告書等の作成) の負担を理由に、協定の継続を見合わせたいという意見を予想。

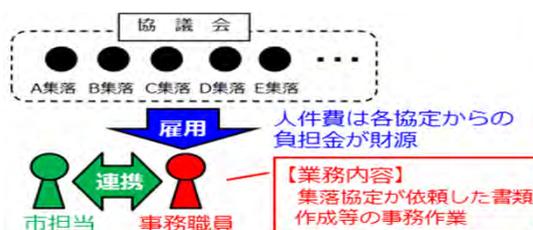
○各地域の概要(R4現在)

- ・久住地域
 協定数：63
 面積：965ha (田) 283ha (草地)
 272ha (採草放牧地)
 交付金額：1億5,618万円
- ・直入地区
 協定数：21
 面積：452ha (田) 16ha (草地)
 交付金額：7,767万円

取組

- 行政が中心となって、各協定の事務を支援する「中山間地域等直接支払推進協議会」を設立。
- 専任の事務職員を雇用し、事業計画書の作成等の事務を支援。

☆中山間地域等直接支払推進協議会の仕組み



取組の成果

- 協議会で事務職員を雇用し、各種事務を支援することで集落協定の事務負担が軽減され、協定の締結が進んだ。
- 集落が主体性を持って協定活動に取り組むようになった。
- 市担当職員と協議会雇用の事務職員が連携して業務を行うため、事務作業が円滑に進むようになった。
- 協議会を通して協定間の意見調整を行い、集落同士の新たな取組が期待できる。



【久住地域推進協議会定期総会】

【多様な組織等との連携】

○農村の「日常的」な資源を生かしたワークキャンプから関係人口を創出 (石川県小松市「上麦口町集落協定」)

集落の課題

- 若者の流出による集落の人口減、少子高齢化の進行。
 - 空き家の増加。
- ➡ これらによる「故郷の喪失」の可能性に危機感。

○集落協定の概要(R4現在)

面積：2.0ha(田)
 交付金額：20万円
 (個人配分0%、共同取組活動100%)
 構成員：農業者 8人、農業生産組織 1組織
 農業者平均年齢：68歳
 協定開始：平成12年度

取組

- 国際ボランティア受入のために、ワークキャンプを開催し、国内外からの参加者にイノシシ柵の錆止め塗装作業など、農地保全に係る作業を依頼。
- 人手が不足し、課題となっていたイノシシの柵の維持・管理に大きなマンパワーとして活躍。
- 国際ワークキャンプ期間中には、地域行事への参加や「寄合」で地域住民と交流し、「縁」を築く。



【地域住民とキャンプ参加者交流の場『寄合』】

取組の成果

- 国際ワークキャンプには90名、コロナ後の週末ワークキャンプにも90名の若者が参加。
- 町外の若者が地域活動 (災害復旧活動、法面の保存等) に参加。
- 集落内で小規模農園を営む若者も現れるなど、ワークキャンプで築いた関係を活かし、農地保全の担い手となる外部人材を確保。
- ワークキャンプの活動を通して、地域に魅力を感じた2名の若者が移住。



【獣除けフェンスの蔦除去作業】



【キャンプ参加者が神社境内を清掃】

【社会福祉協議会との連携】

○集落協定が主導して、地区全体が加入する高齢者“見守り隊”を結成
(新潟県佐渡市【下川茂集落協定】)

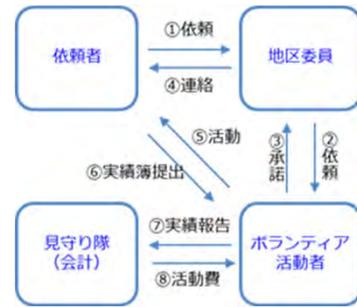
集落の課題

- 集落は通学、通院、買い物の便が悪く、人口減少と高齢化によりひとり世帯、高齢者世帯が増加。
- 自宅周辺の維持管理が困難な世帯も増加。

○集落協定の概要(R4現在)
面積：61ha(田)、8ha(畑)
交付金額：1,205万円
(個人配分71%、共同取組29%)
構成員：農業者57人、
農業法人1法人、
農業生産組織1組織
協定開始：平成12年度

取組

- 社会福祉協議会や自治会、川茂地区内の他の2集落協定とも連携して、地区の高齢者の見守りを行う“川茂見守り隊”を結成。
- 地区の住民自らが携わって高齢者に対する見守り活動や生活扶助サービスの提供を行う活動体制を構築。



【見守り活動実施体制】

取組の成果

- 川茂見守り隊には川茂地区の住民 **114戸全戸**が加入。
- 住民の間で声かけや見守りが増加したことで、農作業のトラブル等の情報も入りやすくなり、**農地の保全に関する問題にも速やかに対応が可能に。**

活動の種類	実績
除雪	18日
草刈り	8日
買い物支援	1回

【生活扶助サービスの利用実績(R3)】

【地域運営組織との連携】

○地域の組織と共に取り組む農地保全と地域活性化
(愛媛県東温市【奥松瀬川集落協定】)

集落の課題

- 平成25年に地域課題を洗い出すためのワークショップを実施。
- 「知名度や注目度が低い」、「住民の高齢化」、「荒廃農地の拡大」の3点の課題を抽出。

○集落協定の概要(R4現在)
面積：25ha(田) 3ha(畑)
交付金額：795万円
(個人配分35%、共同取組活動65%)
構成員：農業者44人
協定開始：平成12年度

取組

- 集落協定が地域運営組織と地域おこし協力隊と連携して荒廃農地を復旧。交流農園として活用し、地域外の住民との交流イベントを開催。
- 農作業の省力化のため、農業用ドローンを導入し、令和3年は約6haの農地の共同防除等を実施。



【ドローン防除の様子】

取組の成果

- 交流農園の利用をきっかけに、**就農相談や移住希望者が増加し、1世帯は奥松瀬川地区に移住・就農。**
- 交流農園の運営、担い手への農地集積、新規就農者の確保により、これまでに**約1.5haの荒廃農地を解消。**



【交流イベントの様子】

集落の荒廃農地面積(ha)



IV 第5期対策中間年評価における 次期対策に向けた 検討課題・検討方向（概要）

1 次期対策に向けた検討課題・検討方向

中間年評価を踏まえた次期対策の検討方向

人口減少・高齢化の進行により、共同活動が困難となる集落のさらなる増加が予想されることから、**共同活動が継続できる体制づくりが必要**ではないか。

このため、**多様な組織や非農業者等の共同活動への参画**とともに、**小規模協定を含む協定間の連携を促進し、農地保全活動や農作業の共同化、事務の一元化等、地域が一体となって効率的に農地保全等を行う仕組みづくり**を検討。

第5期対策中間年評価における次期対策に向けた検討方向、これまでの国の第三者委員会での議論、道府県の中間年評価での議論等は次のとおり。

【中間年評価における次期対策に向けた検討方向】

- ◆ **高齢化や担い手不足を理由として、集落協定が廃止**されており、その多くが交付面積が**5 ha未満の小規模協定**となっている。
- ◆ 交付面積が5 ha未満の小規模協定は、徐々に減少しているが、高齢化や担い手不足が進行する中で、**さらに小規模協定の廃止が見込まれる**。
- ◆ 面積規模の大きな協定では、協定参加者も多く、人材も多様なことから、加算の実施率が高くなっている。一方、**規模の小さな協定では実施率が低調**なことから、実態等を調査し、**小規模協定も前向きに活動ができるような仕組みを検討**してはどうか。
- ◆ 集落協定の**多くが1集落1協定**であり、こうした協定は担い手もほとんどいない**小規模協定が多く**、協定が廃止された場合には、集落の農用地の荒廃が進むため、**周辺協定や多様な組織、非農業者等も参画し、共同活動が継続できる仕組みを検討**してはどうか。
- ◆ 次期対策に**継続意向のある協定の約2割が広域化の意向**を持っていること、**廃止意向協定のほとんどが面積規模の小さな協定**であることから、共同活動の継続に向け、**地域の協定や未実施集落も参加しやすい、広域化の仕組みを検討**してはどうか。
- ◆ 集落協定では、**役員の高齢化が進むとともに、次期対策において代表者の目途が立っていない協定も多い**ことから、**多様な組織や非農業者等が協定に関わり、役員負担を軽減させるような仕組みを検討**してはどうか。
- ◆ 市町村は**限られた人員**で、協定書の審査等の事務や協定への指導・助言等の支援に加え、他の業務も兼務している。また、市町村からは、**事務負担軽減の要望が多い**ことから、事務手続きの簡素化に加え、**多様な組織が参画し、協定事務や共同活動を支援する仕組みを検討**してはどうか。

2 次期対策の検討に当たって参考となる国・道府県の第三者委員会における特徴的な意見等

【国 第三者委員会】

- ① 担い手の高齢化等が進み、中山間地域の農地を守る根拠が揺らいできていることから、今後は、守り切れない農地は粗放的利用することで持続性を持たせる一方、環境を守る観点を強く打ち出すなど、中山間地域の農地を守る根拠を明確にする必要があるのではないか。
- ② 高齢化などにより、農村に明るい展望が見えない中、集落では何とか活動を続けているが、今後も活動を継続してもらうためには、集落のコミュニティを再構築することが必要。
- ③ 農地を維持する制度から、地域を維持し、地域をリードする人を支える制度に見直すべきではないか。
- ④ 多面的機能確保を目的として始まった制度であるが、農業の視点だけではなく、農村の暮らしや活力、生物多様性といった視点も含めて、農村空間全体を捉えた制度としての検討が必要ではないか。
- ⑤ 制度創設から20年経過し、時代背景も変わってきたことから、活動が厳しくなっている協定については、要件を緩和する一方、交付単価を下げるなどし、協定の体力に応じた支援も必要ではないか。
- ⑥ 面積規模に馴染む加算と馴染まない加算があり、小さな協定は新しいことにチャレンジしづらいので、従来の加算措置とは別の手立てが必要。
- ⑦ 以前は、集落の同じ寄合で集落のことや農地等のことを話し合ってきたが、離農等が進み、集落の話と農地等の話は別々の寄合で行われていることから、以前のように同じ寄合で、農地等のことも地域の問題として話し合えるような仕掛けが必要。
- ⑧ 協定参加農家だけで活動することに限界が来ており、プッシュ型支援など、外部の力を活用する仕組みづくりが必要。
- ⑨ 多様な組織や人々の参画や連携を図るためには、その団体等が協定活動に参加する意義が明確となるような仕掛けが必要ではないか。
- ⑩ この制度により、農村の景観やくらしが守られていることを、地域みんなが認識・共有し、活動する仕掛けを作らなければ、地域一体となった活動はできないのではないか。
- ⑪ 農村に対して関心がある人は増加しており、そうした人たちも一緒に活動に参加してもらう仕掛けを作ることで、制度の正当性の理解につながるのではないか。
- ⑫ 協定活動の事務を担う組織には、地域の様々な情報が集まることから、既存の組織も活用することで、多様な組織との連携や活動が可能となり、事務に係る費用の軽減も図られるのではないか。
- ⑬ 廃止協定の農地は荒廃してきており、守り切れない農地が出てきていることから、こうした農地をケアする仕組みづくりが必要。
- ⑭ 市町村の職員数も減り、負担も大きくなっていることから、集落協定や地域活動を支援する中間支援組織とか伴走支援をする体制づくりが必要。
- ⑮ 市町村も地域振興や企画、福祉部局との連携が必要。

【道府県 第三者委員会】

- ① 守るべき農地を少人数で効率的に維持する仕組みづくりや、守れる農地を集約して条件整備や鳥獣害対策等を行うなど、地域の実情にあった農村地域づくりが必要。
- ② 高齢化が進む中、すべての農用地の維持は難しく、特に条件の悪い農用地は粗放的管理するなどの検討も必要。
- ③ 集落協定は事務作業を市町村に過度に依存しており、地域内外の組織等へ委託することで、市町村の負担軽減に繋がる。
- ④ 集落協定毎に運営方法が異なり、統合を一気に進めることは難しいため、経理事務のみ、共同活動のみなど、部分的に広域化する手法を検討。
- ⑤ 農村に住んでいない国民に対して多面的機能や農道等の維持・管理のために、交付金が交付されている背景を認識してもらうことが重要。